

第一章 職業訓練制度の発足

——戦後の各種法令に基づく職業訓練——

第一節 終戦後における経済再建と職業訓練

昭和20年8月わが国はボンダム宣言を受諾して連合国軍の占領下に入り、GHQによる占領政策が展開された。まず、昭和20年から22年末まで、GHQによる日本の非軍事化・民主化が強力に進められ、財閥解体、労働改革、農地改革、教育改革等が行なわれた。

「財閥解体」の具体的な措置としては昭和20年10月末におけるGHQの1.5財閥に関する報告書提出の指令、11月初めの総司令部の財閥資産凍結の指令を手始めとして、一種の持株会社である財閥本社の解体、財閥家族による支配の廃止が進められた。そして又、22年4月には独占禁止法が公布され、12月には過度経済力集中排除法が公布された。

「労働改革」の主要なものとしては、20年10月にまず戦時中の労働統制、労働運動弾圧のための諸法規がGHQの指令にしたがって撤廃された。そして、20年12月労働組合法を公布、21年9月労働関係調整法が公布された。又、昭和22年4月労働基準法が、11月職業安定法がそれぞれ公布され、22年9月には、以上のような労働行政を扱う機関として労働省が新設された。このような中で、戦前の技能者養成、もう一つは、職業安定法による職業補導の二本立てで戦後出発するのである。だがしかし、この時点は、徒弟制度の弊害除去、あるいは失業対策という観点であり、技能者養成については非常に消極的なものであった。

次に「教育改革」の点についてみておくこととする。まず、昭和20年10月、GHQから日本教育制度に対する管理政策を指令、軍国主義的、超国家主義的教育を禁止している。翌年3月GHQの要請により米国教育使節団来日、官僚統制の排除、6.3制など教育の民主化を勧告している。そして昭和22年3月教育基本法、学校教育法各公布して、6.3.3.4制を規定した。こうした教育改革の中で、技能者養成は労働省の所管とされ、学校教育制度の枠外におかれることになるのである。すなわち昭和23年7月教育刷新委員会の勧告にもとづいて、労働省と文部省の所管事務について了解に達し、企業の一員としての教育訓練は労働省の所管と決められた。⁽¹⁾以後、技能者養成は労働行政の一環としておこなわれることとなるのである。

昭和23年頃から占領政策の転換がみられる。すなわち、財閥解体の実質的緩和が行なわれ財界追放解除と独禁法改正が行なわれた。そして積極的な経済復興助成が進められ、昭和23年12月GHQ、米国務相、陸軍省共同声明でマッカーサーへ対日自立復興の9原則実施を指令と発表、翌年3月ドッジラインがひかれることになる。このような経済復興の一環とTWIの導入がなされ、又技能者養成を積極的にやりはじめようとするきざしが見えはじめるのである。

このように、わが国の経済再建のなかで、技能者養成が重視されるようになってくるのである。戦後からこの時期における職業訓練制度化の動きを概観してみるとならば次のようになる。

戦後における職業訓練制度化の試みは、戦前における、工場事業場技能者養成令、職業補導事業の流れをうけて、(1)労働者保護の立場からおし進められた技能者養成の制度化、並びに、(2)失業対策の一環としての職業補導事業の制度化の試みをもってはじまる。これらの二つの流れは、

前者においては労働基準法の制定、技能者養成規程の公布並びにその改正を通じて制度化の重点が工芸等手工業から基幹産業へと移行する傾向がみられる。又後者の場合、職業安定法の制定並びにその施行過程において、実質的には、かなり早い時期から積極的技能者養成へと質的転換が行なわれる兆しがみられるのである。つまり、そこには二つの流れがすでに基幹産業の技能者養成へと統合されてゆく傾向がみられる。しかしそのような動きは、当初の政策意図の質的変更を伴なう動きであったため、多くの問題をはらむものであった。次に、これら二つの流れ及びその流れの質的变化、問題を史実に即して明らかにしてみたい。

(1) 岡津守彦編 戦後日本の教育改革 第七巻 教育課程各論

東大出版 1970年

350ページ

第二節 徒弟制度に対する批判と技能者養成制度の再発足

1. 戦時技能者養成制度の廃止

昭和20年11月終戦による戦時体制の解除とともに、工場事業場技能者養成令（昭和14年制定）、工場法戦時特例（昭和18年制定）、技能者養成戦時特例（昭和18年制定）等が廃止された。そして工場法その他の労働保護法規は復活したが、さらに新たな労働者保護立法への動きが具体的になるにつれ、それまではとかく酷使されやすかった徒弟等の年少労働者の保護が当然の課題としてとりあげられた。⁽¹⁾つまりGHQの民主化政策のなかで、徒弟制度による技能者養成は強く批判され、労働者を保護していく政府の中で新しい技能者養成制度がみえはじめるのである。

2. 労働基準法の成立

昭和22年3月に労働基準法が制定され、その第7章に「技能者の養成」に関する規定が設けられる。この「技能者の養成」の性格を明らかにするため、労働保護法制定への動きから労働基準法の制定まで、いかに取り扱かわれたかみていくことにする。

(表-02)

労働基準法の成立過程

(担当局)

- | | |
|---|--------------------|
| ① 昭和21年4月11日労働保護法作成要領 | 厚生省労政局 |
| ② 同 年6月 3日労働保護法草案 | |
| ③ 同 年7月15日質問書 「労働保護立法に関して留意すべき点について」 | 厚生省労政局長より 労働保護課 |
| ④ 座談会 同 年7月19日労働保護法に関する労働者代表との座談会 | 厚生省労働保護課 |
| 同 年7月20日労働保護法に関する事業主代表との座談会 | |
| ⑤ 同 年8月25日労働保護立法に関する勧告 | G・H・Q |

| | |
|-------------------------------|-----------------|
| ⑥ 昭和 21 年 9 月 5 日～9 月 14 日公聴会 | 労務法制審議会 |
| ⑦ 労働基準法草案 | 労務法制審議会 |
| ⑧ 昭和 22 年 3 月 4 日労働基準法案 | 衆議院に提出 |
| ⑨ 同 年 3 月 27 日労働基準法 | 第 93 帝国議会において成立 |

戦後、労働保護法に対する労働組合の要求は熾烈なるものがあった。又GHQは日本側に対し労働に対する戦時の統制をできるだけ速やかに撤廃し、労働保護立法を復活するよう要求した。⁽¹⁾そして昭和 21 年 3 月末より厚生省労政局において、政府は新しい労働保護法制定のため基礎資料の収集と基本条項の研究に着手した。⁽²⁾同年 4 月 11 日労働保護法作成要領⁽³⁾で「法案作成上問題トナルベキ主要事項」の「徒弟制度及寄宿舎制度ノ改善並ニ強制労働禁止ニ関スル規定ヲ如何ニスペキヤ」において徒弟制度の問題がとりあげられた。

又、4 月 12 日には厚生省に労務法制審議会が設置され、⁽⁴⁾その後ここで労働基準法に関する審議が行なわれることとなる。

6 月 3 日「労働保護法草案の要旨⁽⁵⁾」の中で「所謂徒弟を禁止し技能習得を目標とする未成年者の使用は資格及技能を有する者に限って之を許可する。」とされた。

7 月 15 日には厚生省労政局長より労使双方に対し、労働保護法制定に関し、徒弟制度については「徒弟制度は、我が国産業の再建に必要であるかどうか、必要ありとすればその特例保護に関し如何なる規定が必要か」という質問書で回答を求めた。⁽⁶⁾

回答の内訳⁽⁷⁾は徒弟制度を必要とせざるもの事業主側 65 件、労働者側 58 件、必要とするもの事業主側 41 件、労働者側 19 件となっている。そして必要とするものに於て、従来の徒弟制度を改め特別保護の必要を要望するもの 20 件、徒弟制度は禁止するが技能者養成に関する規程を設くることを主張するもの 12 件であった。

7 月 19 日労働保護に関する労働者代表との座談会における意見摘要⁽⁸⁾においては徒弟に關し「徒弟制度は極めて封建的非民主的存在であり直ちに廃止すべきである。職工学校の如きものを作つて技術性及体位の向上に資すべきである。兵役制度のない今日、年少者の心身鍛錬の機会を作つてやり、年少者の重筋労働は禁止すべきだ。16 才の保護年令は低い。」といった結論が出された。

それに対し 7 月 20 日の事業主側代表との座談会では、「徒弟は今後の日本の産業形態から是非必要である。徒弟制度に伴う弊害一時間の問題と結与の問題一は更めて考慮しなければならない。徒弟酷使の面は人道上の問題からも監督の強化が必要だ。⁽⁹⁾」と結論された。

8 月 25 日には総司令部労働諮詢委員会が、「労働保護立法に関する勧告」の中で「児童労働—徒弟のための十分な法的保護もまたこれを設くべきである。⁽¹⁰⁾」とその見解を明らかにしている。

これにさきだち 7 月 22 日に政府より労働保護法案の起草について諮問を受けた労務法制審議会は、この件を小委員会に委任した。そして、この小委員会は、9 月 5 日～14 日の公聴会の後、その意見を参考としながら 10 月 7 日以降 7 回にわたり慎重な審議を重ねて「公聴会原

案」を次のように修正した。⁽¹¹⁾

すなわち、この「公聴会原案」⁽¹²⁾では第7章徒弟制度において（所謂徒弟の禁止）、（技能の習得を目的とする未成年者の使用）について規定していたのを、労務法制審議会の答申の「労働基準法草案」⁽¹³⁾では第7章技能者養成として（徒弟の禁止）、（技能者の養成）とし技能者養成委員会の設置を定めている。このように、修正されて、技能者養成に対しより積極的態度を示している。

昭和22年3月4日「労働基準法案」は衆議院に提出されたが、厚生大臣は法案提案理由の説明において第7章に関する次のように説明している。⁽¹⁴⁾

第7章は技能者養成に関する規定であります。従来徒弟制度は我が国に於ける劣悪労働の一例とされて居るのであります。ここには其の弊害を除去すると共に労働の過程に於て技能者を養成する特殊の必要がある場合には、技能者養成委員会に諮って特別の規程を作りこの規程に於て技能者養成の為の必要と、この法律の最低基準との調整を図ることと致しました。而してこの規程によって技能者たるんとする者を使用する場合には行政の認可を要することとして、産業の必要を充足すると共に弊害の防止に遺憾なからんことを期したのであります。

その後、この労働基準法原案は衆議院において一部を修正する動議が提出されたが、採決の結果修正案は否決されて原案通り可決された。

貴族院では、四つの希望条件附で可決された。

貴族院での四つの希望条件

1. 本法の施行期日を定めるに当っては経済労働の実情、特に本法運営のため多くの準備施設を要すべき事情に鑑み十分の余裕を存するようとくに考慮すること。
2. 本法施行のための命令規則の制定に当っては経済労働に知識経験のある委員に諮問して行うこと。
3. 本法の運営に当っては徒弟に取締り乃至罰を旨とすることなく、指導幹部につとめ且つこの方針を行政の末端に徹底せしめること。
4. 本法の施行と併行して社会保険及び公的医療機関の整備充実をはかること。

労働省：労働行政史 — 戦後の労働行政 —

昭和44年8月

714~715 ページ

かくして昭和22年3月27日、旧憲法下最後の議会である第93帝国議会において労働基準法は成立したのである。⁽¹⁵⁾ そして第7章に「技能者の養成」に関する一章を設け、戦後の技能者養成を新しい合理的な制度として再出発させることとしたのである。⁽¹⁶⁾

しかし以上みてきたように、これはあくまで労働者保護の点から規定され、徒弟制度の弊害除去をかけ、技能者養成に関しては特例として認可することであり、技能者養成としては消極的なものであったといわざるをえない。

3. 技能者養成規程の成立と変遷

先に述べたように昭和22年3月労働基準法が制定され第7章に「技能者の養成」に関する規定を設けていたが、その具体的な規程については決められていなかった。

すなわち具体的には、使用者の行なう技能者養成について一定の基準を示し、このような基準の設定に必要であると認められる事項——契約期間、賃金の支払、最低賃金、危険有害業務の就業制限——等に関する規定は、一般的の原則に例外を定め得ることとし、この基準および例外に関する詳細は、命令によって定め得ることとしたのである。⁽¹⁾

そして、この命令案は、法第74条の規定によって設置された技能者養成審議会に諮問され、昭和22年10月31日に技能者養成規程として労働省令第6号をもって公布され、同年11月1日から施行された。

ここに新しい技能者養成制度が実質的誕生をみたのである。⁽²⁾

まず、この技能者養成規程により労働大臣の指定する特定の職種に限り、養成が認められることとなった。しかし、施行当初は、徒弟の弊害も多く、かつ輸出振興の面からみて重要度の高い工芸等手工業に重点をおいてわずか15の職種が指定された。⁽³⁾しかるに昭和23年6月30日技能者養成規程の改正が行なわれこれによって養成対象職種は47に拡大された。新たに拡大された職種は、機械関係、造船、車両、化学、建設関係等であった。又技能者養成規程第13条に基づき「教習事項の基準」が定められ、とりあえず7職種について教習事項の最低基準が詳細に定められ、使用者の定める教習事項はこの基準を下まわってはならず、技能者養成の認可を受ける際の条件の一つとされた。⁽⁴⁾

かくして技能者養成制度は工芸等手工業に重点をおくものから基幹産業を中心とするものに、その性格を変えながら次第に整備されていった。とはいえたが、その制度の内実は、昭和23年12月末において養成実施事業場67養成工数1968名を数えるにすぎなかった。⁽⁵⁾

| | |
|----------------------------|----------|
| 1. (1) 労働行政史(戦後の労働行政) | 826 ページ |
| 2. (1) 労働行政史(戦後の労働行政) | 601 ページ |
| (2) 同 上 | 601 ページ |
| (3) 同 上 | 615 ページ |
| (4) 同 上 | 1439 ページ |
| (5) 同 上 | 620 ページ |
| (6) 同 上 | 827 ページ |
| (7) 同 上 | 827 ページ |
| (8) 同 上 | 626 ページ |
| (9) 同 上 | 630 ページ |
| (10) 大河内一男編 資料 戦後20年史 4.労働 | 58 ページ |
| (11) 労働行政史(戦後の労働行政)(前掲) | 659 ページ |
| (12) 同 上 | 661 ページ |
| (13) 同 上 | 679 ページ |

| | |
|-------------------------------|---------|
| 2.....(14) 労働行政史（戦後の労働行政）（前掲） | 708 ページ |
| (15) 労働行政史（戦後の労働行政） | 715 ページ |
| (16) 職業訓練の課題と方向 | 20 ページ |
| 3.....(1) 労働行政史（戦後の労働行政） | 828 ページ |
| (2) 同 上 | 829 ページ |
| (3) 同 上 | 829 ページ |
| (4) 職業訓練の課題と方向 | 116 ページ |
| (5) 職業訓練法の解説 | 82 ページ |

第三節 失業対策と職業補導

1. 職業安定法の制定

まず失業対策の一環としての職業補導事業制度化の試みと、その質的転換の兆しについて明らかにしてみたい。

戦後の職業補導事業の再開とその制度化への発端は昭和21年2月15日の閣議決定「緊急就職対策要綱」に求められる。それは戦後の緊急就業対策としてはじめられたもので、備考(三)の「直ニ就職シ難キ者ニ対シテハ適切ナル職業補導ヲ加ヘルモノトス」という見地から着手されたものであった。⁽¹⁾

その後同年7月9日「公共事業の実施に関する件」閣議了解において「公共事業の失業対策的意義が強調され、その補完として職業補導ならびに授産内施設⁽²⁾の拡充により失業対策について萬全を期すること⁽³⁾が述べられた。

この閣議了解にもとづき7月12日厚生省労政局長は「職業補導実施要綱に関する件⁽⁴⁾」において「職業補導は戦争終結に伴ふ産業離職者、復員軍人、海外引揚者、戦災等失業者中直ちに就職し得ざるものに対し、所要の技能を補い、健全なる職業に円滑かつ速やかに就職し得る様指導し以って民生安定を図ると共に戦後の産業復興に資することを旨とすること。」とその趣旨を述べ、戦後の職業補導事業がいかなる問題意識から再開されたものであるかを明らかにしている。つまり戦後の職業補導所は、かかる終戦とともに失業対策という特殊事情のもとはじめられたものであることが明らかである。

しかし、その後9月1日になり厚生省労働局長は「職業補導所等新設拡充に関する件⁽⁵⁾」において「今回の職業補導所新設は、経済公共事業の一環として行なわれるものであるから、これが計画の樹立に当っては、単に失業救済の見地のみならず、その地方はもちろん広くわが国産業経済の再建、民生の安定に充分貢献するごとく特に慎重細密なる注意をもって、直ちに実施しうる具体的計画を樹立するものとす。」と述べ、それが単に失業救済の見地のみならず、産業経済の再建、民生の安定にも貢献するものでもなければならないことを強調している。

昭和22年12月1日職業安定法が制定施行されるによんで、従来の職業補導所はその名称が公共職業補導所と改められ、国の指導監督の下に都道府県知事が一元的にこれを設置運営

することとなった。⁽⁶⁾

職業補導の原則は職業安定法第26条に「職業補導は労働力の需要供給の状況に応じて、必要な職業種目について行わなければならない。」とされ、合理的な労働力の需給調整機能を有する機関としての性格を賦与されるべきことが強調されるに至った。⁽⁷⁾

昭和23年2月16日、職業安定法施行に伴い職業補導実施運営方針が確立されたが、⁽⁸⁾補導種目の選定にあたっては、「労働市場における技能者の需要を正確に把握すること。」とされ「たとえ需要があるとしても非生産的なまた経済の振興貢献度の薄い種目これを避けること」とされた。又補導基準の決定に関しては、「職業補導は産業界の要求する技能労働者の育成を目標とするものであり………⁽⁹⁾」とされた。

このように、戦後の特殊事情のもとではじめられた失業対策の一環としての職業補導事業が、経済の発展並びに産業界の要求する技能者の育成という方向において推進されるべき方針が確立されるに至った。

昭和24年5月には、緊急失業対策が施行されるのであるが、これに先立ち昭和23年12月経済安定9原則が提示され、それにもとづき失業対策のための会議が設けられている。この会議から緊急失業対策法制定施行までの間に、さかんに技能者養成のことが論議され、職業補導の技能者対策としての面が強調され始め職業補導事業の整備拡充が行なわれる所以である。

すなわち、まず昭和24年1月28日には連合軍総司令部経済科学局主催の労資協議会雇用部会が次のような結論を出している。⁽¹⁰⁾

………以上の点とならんで当面著しく不足している技能者の積極的養成することが日本産業復興の鍵であるから、これがためにはまず技能者の獲得と養成については、第一次的には経営体が責任をもってその衝に当らなければならないが、同時に国家はこの経営体の計画を全面的規模において調査し、かつ援助しなければならない。

又、昭和24年2月には職業安定委員会が「目下予想される失業情勢に対処すべき失業対策に対する答申⁽¹¹⁾」の中において、「配置転換を円滑ならしむべき措置を講ずること」とし、「現行の職業補導事業を刷新拡充し、民間業者に協力を求め委託補導制度あるいは協同養成制度を実施して熟練工の養成を行なうこと。」と述べている。

これら、労資協議会雇用部会の結論、職業安定委員会の答申を受けて、政府は3月4日「現下の失業情勢に対処すべき失業対策」を閣議決定し、⁽¹²⁾「技能工の不足している現況に鑑み現行の職業補導事業を整備拡充し以て失業者に対し短期技能訓練を行い、その就業を促進すると共に民間業者の協力を求め職場補導を実施し技能工の養成を行うこと。」等の方針を明らかにしている。

このように昭和24年に入って日本経済が戦後経済復興をしようとする中で、技能者の不足が問題とされ、技能者の積極的養成が叫ばれ、職業補導を通じ技能訓練が強調されるに至った。注目すべき点は、失業対策という立場から、公共事業の一環としてはじめられた職業補導は、職業安定法の成立とともに労働力の需給機能を賦与され、昭和24年頃から技能者養成の機能が強調され始め、更に職場補導というかたちで民間業者の技能工養成の援助をも求められるよ

うになってきたことである。つまり、すでにこの時点において、はやくも職業安定法による職業補導は実質的に技能者養成へと質的に転換を遂げる兆しが見えはじめるのである。かかる職業補導事業の質的転換をうながすものの一つとして、TWIの導入をあげることができる。次項においてはその導入過程について検討してみたい。

2. TWIの導入とその整備

職業安定法第30条に「都道府県知事は、工場事業場が、労働基準法に規定する技能者養成以外の作業の訓練計画を実施しようとするときは、これに対し必要な技術につき援助しなければならない。」と規定された。そしてこれに基づいて職場補導、監督者訓練(TWI)が行なわれる。TWIとは第一線監督者用訓練方式で1940年完成したものである。⁽¹⁾日本には、経済安定9原則で失業対策が考えられていた昭和23年(1948年)末、労働省が当時のGHQより、TWIの資料の提供をうけ、その後、遂に供与される資料の翻訳と内容の検討に一年を費やした。

しかして昭和24年5月、労働省はTWIの採用を決定している。同年同月職業安定法は新しい失業情勢に対処するため改正されたが、職業補導は一層積極的なものとなり、特に、身体障害者の職業補導について必要な規定を整備するとともに産業界の要請に即応し、職業安定機関が工場事業場の行う監督者訓練に対する援助を行うことを規定した。⁽²⁾昭和24年12月5日TWI方式による第1回「仕事の考え方」⁽³⁾監督者訓練講習会が国鉄の大井工機部において5日間延べ10時間実施された。昭和25年3月20日～31日に至る間、第1回TWI職場補導員養成講習会が労働省主催により実施された。⁽³⁾

ところで、この時期は経営者側にとって経営権の確立期を迎える、もっとも必要とされた訓練は当然のことながら管理、監督者に対する教育訓練であった。日経連は昭和25年4月14日の定時総会における「経営者の相互啓発の組織強化に関する決議」の中で「経営首脳者および幹部に対する経営者理念を高揚し、経営中間層および第一線職長級に対する教育を推進するため経営者団体において相互啓発活動を実行する」と決議した。⁽⁴⁾そして、これを受けてか、同年4月17日、職業安定法第30条に基づき職場補導員規定(訓令)が制定され、7月には職業安定法施行規定の一部改正が行われ監督者の訓練(10時間講習)と補導員養成とが区別され、また従来国家公務員のみであった職場補導員の外に事業場補導員の制度が設けられた。⁽⁵⁾そして労働省職業安定局職業補導課にTWI担当の指導員3名を置き都道府県に48名の補導員を配置した。⁽⁶⁾

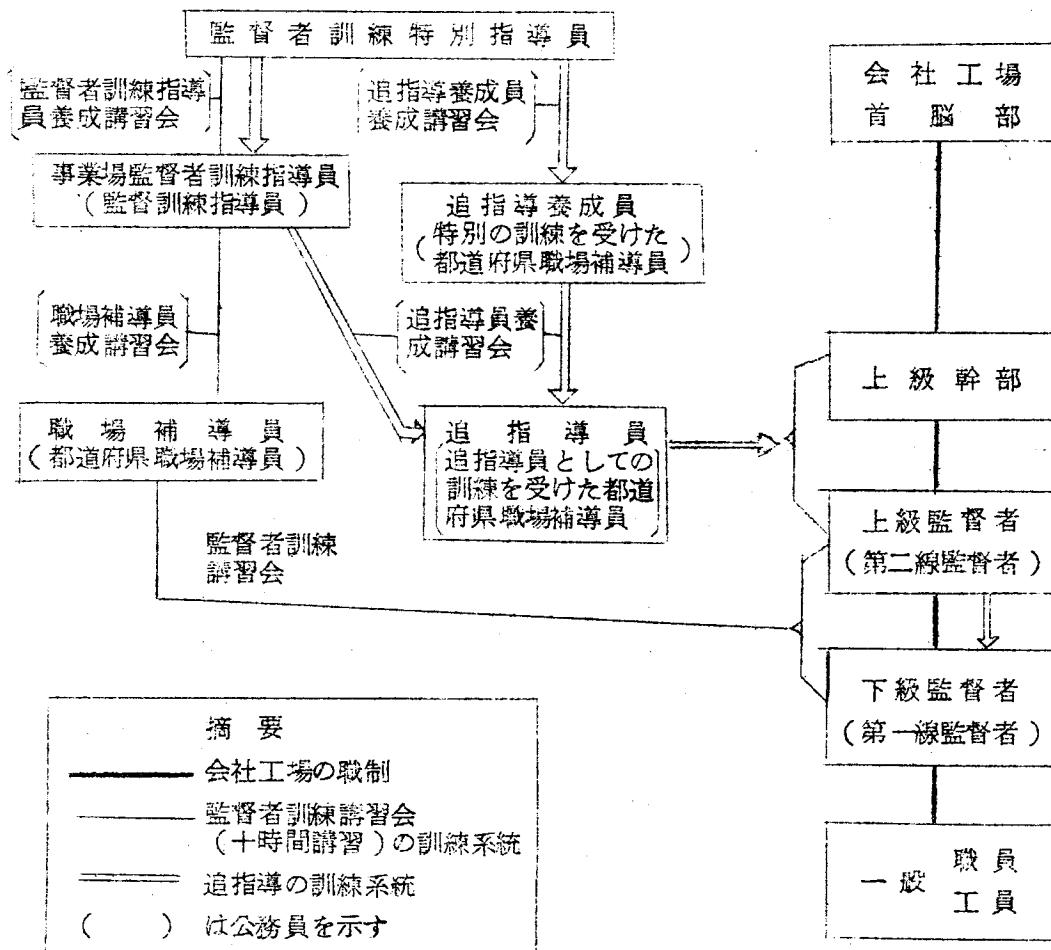
昭和26年1月には米国政府の援助をえて、四人のTWI専門家を招き同年8月までの間に「仕事の考え方」「改善の仕方」については各11名、「人の扱い方」については12名の指導員を養成し、いよいよ本格的普及の態勢を整え、5月27日職業安定局に監督者訓練課を新設、TWIの前記三部門にそれぞれ専門の養成に当たる特別指導員1名ずつを任命、他に指導官3名を配置、民間事業場および官公庁に対する指導員、補導員の養成を開始した。⁽⁷⁾又同年6月21日職場補導員養成講習会に実地検定の実施を、合格者に対し労働大臣より職場補導員および指導員の資格を付与することとした。また8月25日には基礎講習会(10時間)の追

指導（追跡仕上指導）の方法に関する技術援助を開始、9月28日に監督者訓練指導員養成について基本方針を決定した。⁽⁹⁾

昭和26年10月31日職業安定法施行規則改正により監督者訓練、追指導、職場補導員養成訓練、監督者訓練指導員養成訓練、追指導員養成訓練、追指導養成訓練等が法的根拠をもつにいたり、その訓練体系が整備されることとなった。⁽¹⁰⁾

（表5） TWI

第1-3図 TWI訓練系統図



- ① 監督者訓練計画の作成
- ② 監督者の訓練（10時間講習会）の実施
- ③ 職場補導員の養成
- ④ 監督者訓練指導員の養成
- ⑤ 監督者訓練講習会（10時間講習会）を修了した第一線監督者の追指導を行なう者（第二線監督者）の訓練
- ⑥ 追指導員（追指導担当者の訓練を行なう者）の養成

⑦ 追指導養成員（追指導員の養成を行なう者）の養成

この7項にわたる援助を推進するため、労働省職業安定局に監督者訓練特別指導員、監督者訓練指導員、さらに、全国都道府県には職場補導員を配置し、特別指導員は主として①、④および⑦を、指導員は①、③および⑥を、補導員は②および⑤の事項を担当することとなった。

1.………(1) 労働行政史（戦後の労働行政） 1209ページ

(2) 昭和23年4月「労働省所管公共事業共同作業施設設置方針」

に基づき、昭和24年度三・四半期をもって廃止（労働行政史）

(3) 労働行政史（戦後の労働行政） 1093ページ

(4) 同 上 1078ページ

(5) 同 上 1081ページ

(6) 職業訓練の課題と方向 19ページ

(7) 職業訓練法の解説 78ページ

(8) 労働行政史（戦後の労働行政） 1457ページ

(9) 同 上 1212～1217ページ

(10) 同 上 1239～1242ページ

(11) 同 上 1242～1244ページ

(12) 同 上 1244～1247ページ

2.………(1) 労働省職業訓練部 TWI 実務必携

雇用問題研究会 昭和35年5月

(2) 職業訓練法の解説 79ページ

(3) 労働行政史（戦後の労働行政） 1219ページ

(4) 日本経営史（戦後の経営史） 448ページ

(5) 労働行政史（戦後の労働行政） 1210ページ

(6) 職業訓練法の解説 80ページ

(7) 労働行政史（戦後の労働行政） 1210ページ

(8) 同 上 1215ページ

(9) 同 上 1216ページ

(10) 職業訓練法の解説 81ページ